

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください  
(案件名)

公印の押印省略に係る様式変更のため  
の規則一括改正

意見募集期間

2023年12月15日

～2024年1月15日

問い合わせ先

行財政局業務改革課

078—322—5063

## 1 意見募集期間

2023年12月15日（金曜）～2024年1月15日（月曜）

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）  
行財政局業務改革課 意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-6015 行財政局業務改革課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス:bunsyo@office.city.kobe.lg.jp  
件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

行財政局業務改革課  
市役所1号館 13階  
平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

## 3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「公印の押印省略に係る様式変更のための規則一括改正」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2024年3月下旬頃（予定）に掲載いたします。  
ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

#### 4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

## 公印の押印省略に係る様式変更のための規則一括改正について

### 1 趣旨

事務手続きの簡素化、事務効率の更なる向上および各種行政手続きのデジタル化を図るため、公印の押印省略を進めています。

公印の押印を定めている様式の一部を、押印を要しないものに改正します。

### 2 施行予定日 令和6年4月1日

### 3 改正様式一覧

規則名称	改正様式	
財産区有財産管理規則	様式第1号	納入通知書
神戸市道路占用規則	様式第2号	道路占用許可証
	様式第2号の2	道路占用許可証（更新）
	様式第4号	道路掘削許可証
	様式第5号	道路掘削変更許可証
神戸市下水道条例施行規則	様式第12号	下水道使用料納入通知書
神戸市道路占用料条例施行規則	様式第2号	督促状
神戸市水路等の占用に関する条例施行規則	様式第2号	水路等占用・更新・変更許可書
神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則	様式第2号	神戸市埋蔵文化財センター観覧料減免通知書
	様式第4号	館外貸出許可書
	様式第6号	特別利用許可書